鹿児島県		長殿									年	月	日
			雇	所 名	者 在	及 氏	地び名 人		番		号		
県民税利子割の お届けします。	申告		雷かいて	,鹿!		出 税条例	 第 35第	書 (6080	規定に	こより	下記の	とおり	
		1 新		Ē	設		年	月		日	備考		
		2 廃			止		年	月		日			
届出事由及び異動年月日	てド	3 申告	方法	の変	更		年	月		日			
	4 金融商品の変更			更	年				日				
	5 所在地の変更			更	年			月 日					
	6 店舗名称の変更			更	年			月 日					
	7 代表	き者の	の変り	更		年	月		日				
	に 等	所 在 地店 舗 名					電話	舌番号		()		
特別徴収義務者番	号			1				\$	è 融村	幾 関	共同	コー	ド
店舗ごとに納り る場合の利子等 種類	くすの	1 14	2 15	3 16	4 17	5 18	6 19	8	9	10	11	12	13
制本店等において一	1	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12	13	
割 本店等において 括納入する場合 利子等の種類	う の	14	15	16	17	18	19						
納 入 方 一括納入する営 所等 法		所 在 地店 舗 名					電話	舌番号		()		
特別徴収義務者番	号		1	1	 			2	金融	機関	共同	コー	ド

1 提出方法

この届出書は、営業所等の新設、異動、廃止及び納入種別の変更があった場合、納税地を管轄する地域振興局等へ提出すること。

なお、届出書は本店又は本部から提出しても差し支えない。

2 記入方法

注 〇 ----- 記入を要する。 - ---- 記入を要しない。

	記 入 欄	記	入	内	容	新設	廃止	申告方法の変更	金融商品の変更	所在地の変更	店舗名称の変更	代表者の変更
1	届出事由及び異動 年月日	該当の番号 を記入する	0	0	0	0	0	0	0			
2	異動事由に係る営 業所等	いずれの届 る。	0	0	0	0	0	0	\circ			
3	特別徴収義務者番 太枠内の上4けたに金融機関共同コー 安					0	0	0	0	0	0	0
4	利子等の納入方法	納入方法別 選択して,			を下記により 印をする。	0	_	0	0	_	_	_

注 利子等の納入方法には、次の三つがあります。

- (1) その店舗等で徴収した税額を当該店舗等において納入する方法
- (2) 本店等において一括して納入する方法
- (3) (1) 及び(2) を併用した方法

3 添付書類

新たに設立した法人(営業所等の新設を含む。)にあっては、この届出書に定款、寄付行為、規則又は規約若しくはこれに準ずるものの写し及び設立の登記の登記簿謄本を添えて提出してください。

利子等の種類

- 1 特定公社債以外の利子
- 2 銀行預金利子
- 3 銀行以外の金融機関の預貯金利子
- 4 勤務先預金等の利子
- 5 合同運用信託の収益の分配
- 6 公社債投資信託のうち公募公社債投資 信託以外の収益の分配
- 7 郵便貯金利子
- 8 国外一般公社債等の利子等
- 9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益
- 10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配

- 11 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの
- 12 国外私募公社債等運用投資信託等の 収益の分配
- 13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
- 14 定期積金の給付補てん金
- 15 掛金の給付補てん金
- 16 抵当証券の利息
- 17 貴金属等の売戻し条件付売買の利益
- 18 外貨建預貯金等の為替差益
- 19 一時払養老保険, 一時払損害保険等の 差益